

水道メーター検針業務等委託会社 8月から一部変更

平成22年8月1日から、水道メーター検針業務等の委託会社の一部が変更します。8月からの委託会社は下記のとおりです。
委託している業務・・・水道メーターの検針、公金徴収事務、未納料金の整理、給水停止業務等

水道事務所・支所	所管区域	委託会社
千葉水道事務所	千葉市中央区・若葉区・緑区・稲毛区・美浜区の一部	(株)ジエネッツ
千葉水道事務所 千葉西支所	千葉市花見川区全域・稲毛区・美浜区・若葉区・中央区の一部	シーデーシー情報システム(株)
千葉水道事務所 市原支所	市原市の一部	(株)東計電算
船橋水道事務所	船橋市南部・習志野市の一部	(株)ジエネッツ
船橋水道事務所 船橋北支所	船橋市北部・鎌ヶ谷市全域	シーデーシー情報システム(株)
船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所	印西市及び白井市のニュータウン区域内・船橋市小室町全域	東邦建設(株)※
船橋水道事務所 成田支所	成田市の一部	(株)エコシティサービス※
市川水道事務所	市川市の江戸川放水路以東	(株)宅配
市川水道事務所 松戸支所	松戸市の一部	第一環境(株)
市川水道事務所 葛南支所	市川市の江戸川放水路以西・浦安市全域	(株)日本都市環境公社

※千葉ニュータウン支所と成田支所の所管区域では、未納料金の整理、給水停止業務は水道局が直接実施しています。

検針をスムーズに行なうため、次の点についてご協力をお願いします。

- メーターボックスの上に物を置かないでください。
- 犬は、出入口やメーターボックス付近につながらないでください。
- 家の増改築などで、水道メーターが床下や屋内になるような時は、屋外の検針しやすい場所へメーターを移設してください。



◆問合せ先：
業務振興課営業指導室
TEL 043-211-8474

水道料金減免のご利用を 千葉県水道局では、お申し出により水道料金の一部を免除しております。

免除対象者等	免除内容
1 生活保護世帯のうち生活扶助の保護を受けている世帯	1ヵ月につき10㎡までの使用水量に係る従量料金並びに消費税及び地方消費税相当額(10円未満の端数は切り捨てます)
2 生活保護世帯のうち教育扶助、住宅扶助及び医療扶助のいずれかの保護を受けている世帯 3 児童扶養手当を受けている方がいる世帯 4 特別児童扶養手当を受けている方がいる世帯 5 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、1級又は2級の障害を有する方がいる世帯 6 知的障害者更正相談所等において重度以上の知的障害者と判定された方がいる世帯 7 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、1級の障害を有する方がいる世帯 8 寝たきり老人と認定された方がいる世帯 ※5～8の世帯については、当年において市町村民税(所得割)を賦課された方のいない世帯が対象となります(同居の世帯を含みます)。ただし、市町村民税(所得割)を賦課された方が前年において所得税を賦課されていないことを証明すれば、当該免除の対象となります。	消費税及び地方消費税相当額 (10円未満の端数は切り捨てます) 詳しくは 県水お客様センター 0570-001245 (ナビダイヤル) または 043-310-0321 へお問い合わせください。
9 社会福祉法第2条第2項第1号から第5号に規定する社会福祉事業を行う施設(国又は地方公共団体の施設を除く)	1ヵ月につき従量料金の30%並びに消費税及び地方消費税相当額(10円未満の端数はそれぞれ切り捨てます)

※3、4に関しては子ども手当法上の子ども手当受給世帯と異なります。

県水お客様センター

受付時間外(夜間・休日)の
問い合わせ等は水道センターへ

水道センター

電話 受付時間 月～金曜日 8:45から18:00まで
土曜日 8:45から17:00まで

(日曜日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

- ナビダイヤル…………… **0570-001245**
- ナビダイヤルをご利用できない場合… **043(310)0321**
- FAX専用…………… **043(272)3333**

- お引越し等で新しく水道を使うとき
- お引越し等で使っていた水道を止めるとき
- ご利用になるお客様の名義を変えたいとき
- 納入通知書の郵送先を変更したいとき
- 料金・使用水量に対するお問い合わせ
- 水質に関するお問い合わせ ●漏水を発見したとき
- 水道に関するご相談 ●その他水道に関するお問い合わせ

インターネット入力専用フォーム(水道の使用開始・中止等の受付)
<http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/index.html>

- 転居の受付は1ヶ月前からできます。土曜日の受付も行っています。
- 休日明けの月曜日や祝祭日の翌日には電話が集中し、つながりにくくなります。比較的つながりやすい火曜日から土曜日にご利用ください。
- インターネットなどによる使用開始・中止等の受付も行っていますのでご利用ください。
- ※ナビダイヤルをご利用の場合は、お客様の負担は市内通話相当額となります。
- ※ナビダイヤルをご利用できない場合の通話及びFAXをご利用の場合は通話料が全額お客様負担となりますので、ご了承ください。

携帯電話版 http://www.pref.chiba.lg.jp/k/soudan/suidou_k/index.html



区分	夜間・休日の受付時間	
	月～金	土・日・祝
給水の申し込み及び解除の受付	17:00から22:00まで	9:00から22:00まで
漏水事故の通報・その他のサービス	17:00から翌朝9:00まで	9:00から翌朝9:00まで
給水装置(宅地内の給水管や蛇口等)の修繕受付	9:00から22:00まで	9:00から22:00まで

※給水装置の修繕は、昼間でも受け付けます。

受持区域ごとに担当会社が異なります

委託会社	連絡先	受持区域
(株)千葉水道センター	0120-043260 043-241-6091	千葉市
(株)船橋水道センター	0120-043261 047-447-7300	船橋市・習志野市・鎌ヶ谷市
(株)市川水道センター	0120-043262 047-332-8852	市川市・浦安市
(株)松戸水道センター	0120-043263 047-367-3937	松戸市
(株)市原水道センター	0120-043264 0436-21-7041	市原市
(株)北総水道センター	0120-043268 0476-98-3000	千葉ニュータウン 成田ニュータウン

(注)0120で始まるフリーダイヤルへは、携帯電話からのご利用はできません。一般の固定電話または公衆電話からおかけください。

電話番号のおかけ間違いにご注意ください。